

「我が国企業等が有する地球温暖化対策技術の
海外展開シーズ発掘調査」

公 募 要 領

2020年2月25日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

国際部 地球環境対策推進室

目次

1. 件名.....	2
2. 調査内容／事業概要.....	2
3. 応募要領.....	3
4. 提出期限、提出先及び提出方法.....	3
(1) 提出期限.....	3
(2) 提出先.....	3
(3) 提出方法.....	4
5. 秘密の保持.....	5
6. 委託先の選定.....	5
(1) 審査.....	5
(2) 審査基準.....	5
(3) 委託先の公表及び通知.....	6
(4) スケジュール.....	6
7. 留意事項.....	6
(1) 基本計画の有効期間.....	6
(2) 契約.....	6
(3) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応.....	7
(4) 研究活動の不正行為への対応.....	8
(5) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表.....	10
(6) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）.....	10
8. 説明会の開催.....	11
9. 問い合わせ先.....	11

「我が国企業等有する地球温暖化対策技術の海外展開シーズ発掘調査」に係る公募について

(2020年2月25日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、下記調査事業（以下「本調査」という。）の実施者を一般に広く募集いたしますので、本調査について受託を希望する方は、本要領に従い御応募ください。

なお、本事業は、2020年度の政府予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、公募の内容や採択後の実施計画、概算払の時期等が変更される場合があります。

1. 件名

我が国企業等有する地球温暖化対策技術の海外展開シーズ発掘調査

2. 調査内容／事業概要

NEDOでは、気候変動／地球温暖化対策として、日本の低炭素技術による実証事業を海外で行い、技術課題の解決を図るとともに、相手国政府とも協力して当該技術の普及に努めてきました。特に2011年度からは、二国間クレジット制度（The Joint Crediting Mechanism、以下、JCM）を活用して、温室効果ガス排出削減効果を定量的に評価し、日本の国際貢献の見える化を図っています。

2015年にパリ協定が採択された以降、途上国を含めて各国がNDC (Nationally Determined Contribution) を掲げて地球温暖化対策に取り組む必要が生じたため、日本の低炭素技術に対する期待は一層高まっております。NEDOとしても、低炭素技術の実証事業を始めとした様々なスキームで、日本技術の海外展開を支援していくこととしております。このような取り組みをより一層有意義なものにするため、今後のNEDO等による支援活動に活用することを目的として、日本企業等有する低炭素技術^{*1}のうち、海外^{*2}展開を目指している技術の情報（以下、「シーズ情報」。）について調査を行います。

低炭素技術^{*1}：ICT等を用いた効率化・最適化技術、先端技術等を用いた省エネ化技術、発電・送配電分野における最適化・安定化技術等、低炭素化・脱炭素化を目指す技術を対象とする。日本での普及の有無は問わないが、相手国でコモディティ化している技術は除く。

海外^{*2}：JCM締結17ヶ国（モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー、タイ、フィリピン）及び地球温暖化緩和策として低炭素技術による実証事業が有効な国を対象とする。

本調査事業では、今後のNEDO等による支援活動に活用することを目的として、国内外の実証事業の動向調査を行った後、日本企業等有するシーズ情報について、当該技術を有すると考えられる組織の他、各種団体・企業等にヒアリングを行い、情報収集をいたします。それらを、海外における

ニーズ等を考慮して評価し、10件程度の海外展開が期待できる技術を選定します。その上で、必要に応じ技術を有する法人等と面談を行った上で、有効と考えられる今後の支援方法についてまとめます。

3. 応募要領

次の a. から c. までの全ての条件を満たすことのできる、単独ないし複数で受託を希望する企業等とします。

- a. 当該技術又は関連技術についての調査実績を有し、かつ、調査目標の達成及び調査計画の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- b. 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- c. NEDOが調査を推進する上で必要とする措置を、委託契約に基づき、適切に遂行できる体制を有していること。

4. 提出期限、提出先及び提出方法

(1) 提出期限

2020年3月19日（木）正午必着

（公募期間：2020年2月25日（火）から2020年3月19日（木）正午）

※期限までに着かなかった提案書は、いかなる理由であろうとも無効とします。また、書類に不備がある場合は審査対象になりません。

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、ウェブサイトにてお知らせいたします。

※メール配信サービス (<http://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>) にご登録いただきますと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを随時メールにてお送りいたします。ぜひご登録いただき、ご活用ください。

(2) 提出先

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

国際部 地球環境対策推進室 公募事務局 宛

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310

ミュージア川崎セントラルタワー 18階

※郵送の場合は封筒に『「我が国企業が有する地球温暖化対策技術の海外展開シーズ発掘調査」に係る提案書在中』と朱書きください。ただし、提案書の不備等を確認することを考慮して、可能な限り持参してください。

※持参の場合はミュージア川崎16階の「総合案内」の受付の指示に従ってください。

(3) 提出方法

- a. 本公募要領に従って提案書を作成し、提出期限までに郵送又は持参にてご提出ください。なお、FAX及び電子メールによる提出は受け付けません。
- b. 公募関連書類は以下 URL からダウンロードできますので、ご参照ください。
 - ・資料1 公募要領（本紙）（PDF）
 - ・資料2 仕様書（PDF）
 - ・資料3 提案書の作成について・様式（WORD）
 - ・資料4 契約に係る情報の公表について（PDF）
 - ・資料5 秘密情報及び個人情報の管理等に係る特別約款
 - ・資料6 基本計画（PDF）
 - ・資料7 実施方針（2020年度）（PDF）
 - ・別添1 提案書類受理票（WORD）
 - ・別添2 提案書類チェックリスト（WORD）
 - ・調査委託契約標準契約書

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/2019_3yakkan_chousa.html
- c. 以下の書類をNEDO国際部地球環境対策推進室まで提出してください。
なお、提案書及び添付書類はA4サイズ（A3サイズの場合はA4サイズに折りたたむ）とし、長辺左側にパンチ穴をあけた上で、左上をクリップ等で留めてください（ステープラー留め、製本は行わないでください）。

【提案書】5部（正1部 写4部）

- ・提案書（資料3の様式に記載したものを提出）

【提案書に添付する書類】

- ◇ 提案書には次の資料又はこれに準ずるものを添付してください。
 - ・提案書類受理票（別添1） 1部
 - ・提案書類チェックリスト（別添2） 1部
 - ・会社経歴書（会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書） 1部
（提出先のNEDO部課と過去1年以内に契約がある場合は不要）
 - ・最新の代表者事項証明書の写し（履歴事項証明書、現在事項証明書でも可） 1部
 - ・直近3年分の事業報告書及び財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書） 1部
 - ・NEDOが提示した契約書（案）（本公募用に特別に掲載しない場合は、標準契約書を指します）に合意することが提案の要件となりますが、契約書（案）について疑義がある場合は、その内容を示す文書 1部
 - ・CD-R（以下電子ファイルを含み、ラベルに事業名・提案者名・提出年月日を記

載) 1枚

- 提案書(資料3の様式に記載したもの):ワード形式(資料3「5. 調査実績」の説明のために別途資料を添付する必要がある場合、CD-Rに格納して下さい。ファイル形式(ワード、エクセル、パワーポイント、PDF)の様式は問いません。)
- 直近3年分の事業報告書と財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書)

◇ 提案書の受理及び提案書に不備があった場合

- ・ 応募要件を有しない者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。
- ・ 提出された提案書を受理した際には提案書類受理票を提案者にお渡ししますので、あらかじめ別添1の「提案書類受理票」に会社名等ご記入の上持参または送付してください。受理した提案書等は返却しません。
- ・ 提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。その場合は書類を返却します。

5. 秘密の保持

NEDOは、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿って定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、調査の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。

6. 委託先の選定

(1) 審査

以下の審査基準に基づき提案書類を審査します。なお、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

(2) 審査基準

- a. 調査の目標がNEDOの意図と合致していること
- b. 調査の方法、内容等が優れていること。
- c. 調査の経済性が優れていること。
- d. 関連分野の調査等に関する実績を有すること。
- e. 当該開発等の行う体制が整っていること。
- f. 経営基盤が確立していること。
- g. 当該調査等に必要な研究員等を有していること。

- h. 委託業務管理上NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。
- ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（平成28年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第20条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）に対しては加点評価されることとなります。）

(3) 委託先の公表及び通知

① 採択結果の公表等

採択した案件（実施者名、事業概要）はNEDOのウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

② 附帯条件

採択に当たって条件を付す場合があります。

(4) スケジュール

2020年

2月25日（火）：公募開始

3月 3日（火）：公募説明会（会場：NEDO川崎本部23階会議室2301）

3月19日（木）正午： 公募締め切り

3月下旬（予定）： 審査

4月中旬（予定）： 委託先決定、NEDOウェブサイト公表

4月下旬（予定）： 契約締結

7. 留意事項

(1) 基本計画の有効期間

2020年2月現在、本事業の基本計画の有効期間は2022年度末までであり、2023年度以降の本事業の実施については政府予算に基づき基本計画が延長されることを条件とします。

(2) 契約

新規に調査委託契約を締結するときは、最新の調査委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきま

す。

【参考】

- ・委託事業の手続き：約款・様式

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/2019_3yakkan_chousa.html

- ・委託事業の手続き：マニュアル

<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

(3) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、NEDO は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本調査の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本調査及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらをご覧ください：NEDO ウェブサイト

http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

① 本調査において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。

ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。

（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 6 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）

iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDO の事業への応募を制限します。

（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。）

iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等につ

いて情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i~iii の措置を講じることがあります。

- v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

② 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本調査の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(4) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、NEDOは資金配分機関として、本調査の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本調査及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらをご参照ください： 経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※4. 研究不正機構達についてはこちらをご参照ください： NEDOウェブサイト

http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

① 本調査において不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還してい

ただくことがあります。

- ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間)
- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間)
- iv. 府省等の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記iiiにより一定の責任があるとされた者に対し、府省等の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

② 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本調査への参加が制限されることがあります。

なお、本調査の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

③ NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

(5) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、採択決定後、資料4のとおりNEDOとの関係に係る情報をNEDOのウェブサイトで公表することがありますのでご了解ください。なお、本公募への応募をもって同意されたものとみなします。

(6) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

- ① 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制*が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)から成り立っています。

- ② 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- ③ 本委託事業を通じて取得した技術等を輸出(提供)しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。委託契約締結時において、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、同省に報告する場合があります。また、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

④ 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
（Q&A <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>）
- ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック
<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター <http://www.cistec.or.jp/>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatutu07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

8. 説明会の開催

当該公募の内容、契約に係る手続き、応募書類等についての説明会を次の日程により開催いたします。応募に当たって説明会への参加は必須ではありませんが、可能な限りご参加ください。出席希望の企業等は、公募ウェブサイトに記載の方法でお申し込みください。

当日は公募資料に基づき説明しますので、NEDOウェブサイトの当該公募情報の資料欄から必要な書類をダウンロードしてお持ちください。

日時： 2020年3月3日（火） 13時15分～14時15分（受付開始：13時）

場所： NEDO川崎本部 23階 2301会議室

<http://www.nedo.go.jp/introducing/honbu.html>

定員： 25名（先着順）

参加申込み期限：2020年3月2日（月）正午

※当日は、16階総合受付は通らず、直接23階にお越しください。

9. 問い合わせ先

本件に関する内容及び契約に関する質問等は説明会で受け付けます。それ以降のお問い合わせは、2020年3月13日（金）まで、下記宛電子メールで受け付けます。ただし審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

国際部 地球環境対策推進室（若林、牧、石田、鈴木（悠））

E-MAIL：askjcm@ml.nedo.go.jp

以上